

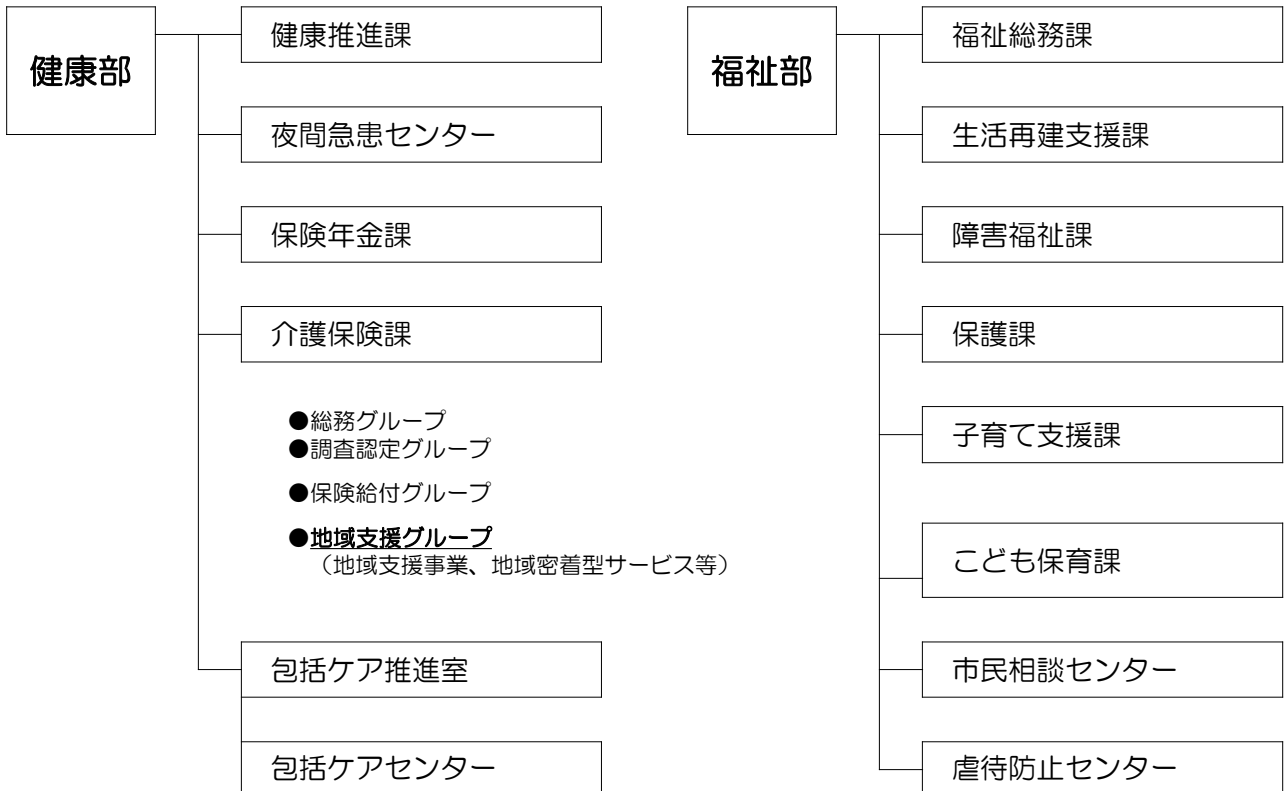
総合事業の取組状況



宮城県石巻市
健康部介護保険課

- 石巻市の組織図について・・・P1
- 宮城県石巻市の概要について・・・P2～
- 新しい総合事業の取組について・・・P7～
- 生活支援体制整備事業について・・・P20～
- 認知症総合支援事業について・・・P24

石巻市健康部・福祉部組織図



宮城県石巻市の概要について

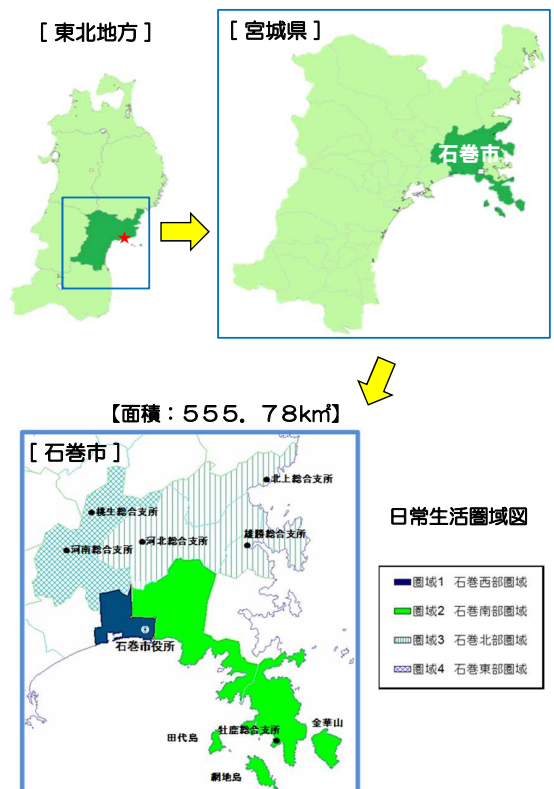
石巻市は、旧北上川の河口に位置し、宮城県北東部地域を代表する風光明媚で、宮城県第二の都市である。

江戸時代初め、新田開発が進む一方で、この豊かな米作地帯で生産される米の最大積出港として整備され「奥州最大の米の集積港」として、全国的に知られた交易都市だった。また、リアス式海岸の沿岸部は、豊富な漁業資源を持っていることから沿岸漁業が盛んで、遠隔地交易も営んでおり海運・舟運基地として大変な賑わいを見せていた。

近年は、平成元年に石巻専修大学が開学するとともに、三陸縦貫自動車道の石巻までの延伸、そして、平成17年4月1日には石巻地域1市6町が合併し、新・石巻市として新たなスタートを切った。

しかし、平成23年3月11日に発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震による激しい揺れとその後沿岸部に襲来した巨大津波等によって、死者3,181人、行方不明者419人（いずれも平成28年8月末時点）、建物の全壊20,039棟、半壊13,048棟、最大避難者数50,758人、最大避難所数259箇所へのぼり、壊滅的な被害を受けた。その大きさは、被災3県の中で人口や面積の割合に比べると突出した規模となっている。

その後、復旧・復興に向けて、平成27年9月に新石巻魚市場が完成し、平成28年9月1日には石巻市立病院が開院、そして、仮設住宅等から復興公営住宅への入居が進んでいる状況である。



震災前後の地区別の人口と高齢者数・高齢化率

区分	石巻	河北	雄勝	河南	桃生	北上	牡鹿	合計
人口	113,262人	12,062人	4,435人	17,363人	7,920人	3,941人	4,611人	163,594人
65歳以上	28,259人	3,657人	1,731人	4,883人	2,316人	1,198人	1,857人	43,901人
高齢化率	24.95%	30.32%	39.03%	28.12%	29.24%	30.40%	40.27%	26.84%

(震災前:平成22年3月末現在)



区分	石巻	河北	雄勝	河南	桃生	北上	牡鹿	合計
人口	102,511人	11,055人	1,931人	19,487人	7,696人	2,667人	2,891人	148,238人
65歳以上	29,672人	3,746人	937人	5,826人	2,525人	987人	1,300人	44,993人
高齢化率	28.95%	33.89%	48.52%	29.90%	32.81%	37.01%	44.97%	30.35%

(震災後:平成28年3月末現在)

震災前後の主な介護サービス事業所の状況

施設・居住系	震災前 (平成23年3月1日)	震災後 (平成28年9月1日)
特別養護老人ホーム	11か所	14か所
介護老人保健施設	6か所	7か所
認知症対応型共同生活介護	22か所	23か所
小規模多機能型居宅介護	2カ所	5カ所

居宅系	震災前 (平成23年3月1日)	震災後 (平成28年9月1日)
地域包括支援センター	9か所	12か所
居宅介護支援事業所	37か所	48か所
訪問介護	44か所	43か所
訪問看護	11カ所	12か所
通所介護	45か所	70か所

3

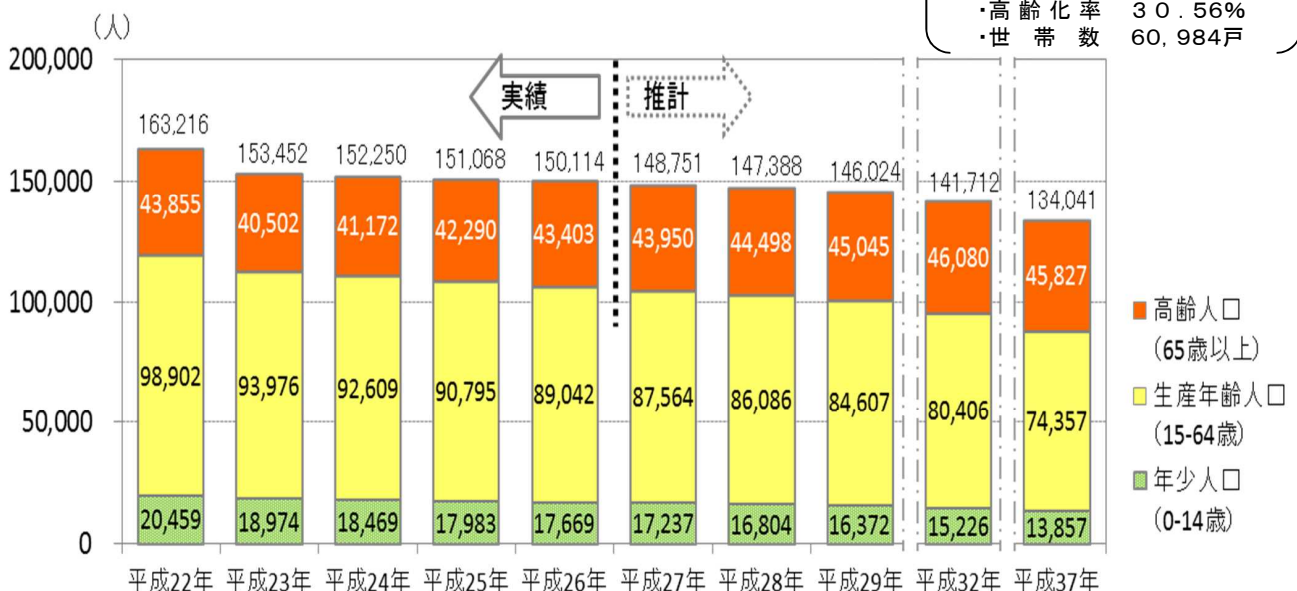
石巻市の人口と高齢者数の推移と推計

震災前と震災後の転入・転出の状況を勘案し、平成26年以降の人口推計を行った結果、平成29年には平成26年から4,000人余り減少し、146,024人になると推計されます。

年齢3区分別人口では高齢人口は増加が見込まれ、平成29年には平成26年から約1,600人増の45,045人と見込まれます。それに伴い、高齢化率も上昇し、平成26年から2.0ポイント増の30.9%に達する見込みとなりました。

平成28年8月末現在

・総人口 148,060人
 ・高齢者人口 45,251人
 ・高齢化率 30.56%
 ・世帯数 60,984戸



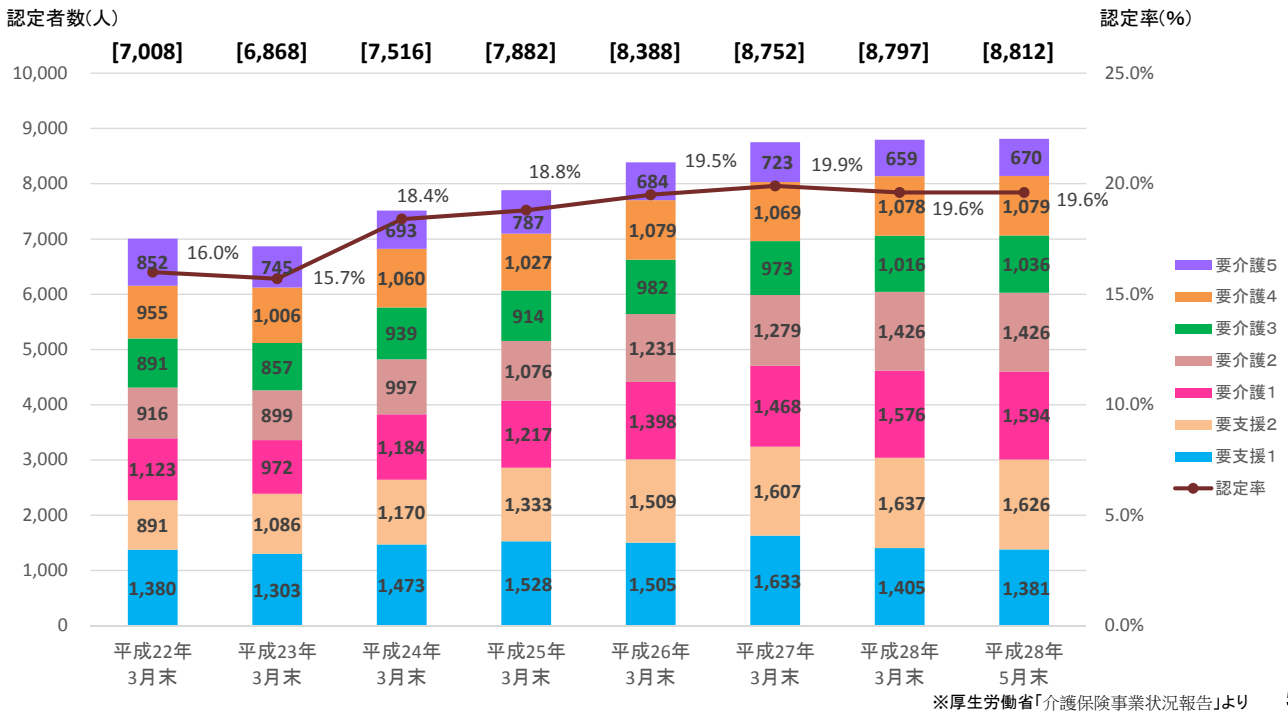
※第6期介護保険事業計画(各年9月末日現在)より

4

要支援・要介護認定者数、認定率の推移

要支援・要介護認定者数の推移を要介護度別にみると、現状では震災前の平成22年と比較すると要支援や要介護1・2の認定者が、1.4倍になっています。

また、構成比をみると、平成28年5月末では要支援2の構成比が18.5%で最も多く、次いで要介護1（18.1%）、要介護2（16.2%）が続いており、比較的介護度が低い要支援と要介護1が全体の半数以上を占めています。

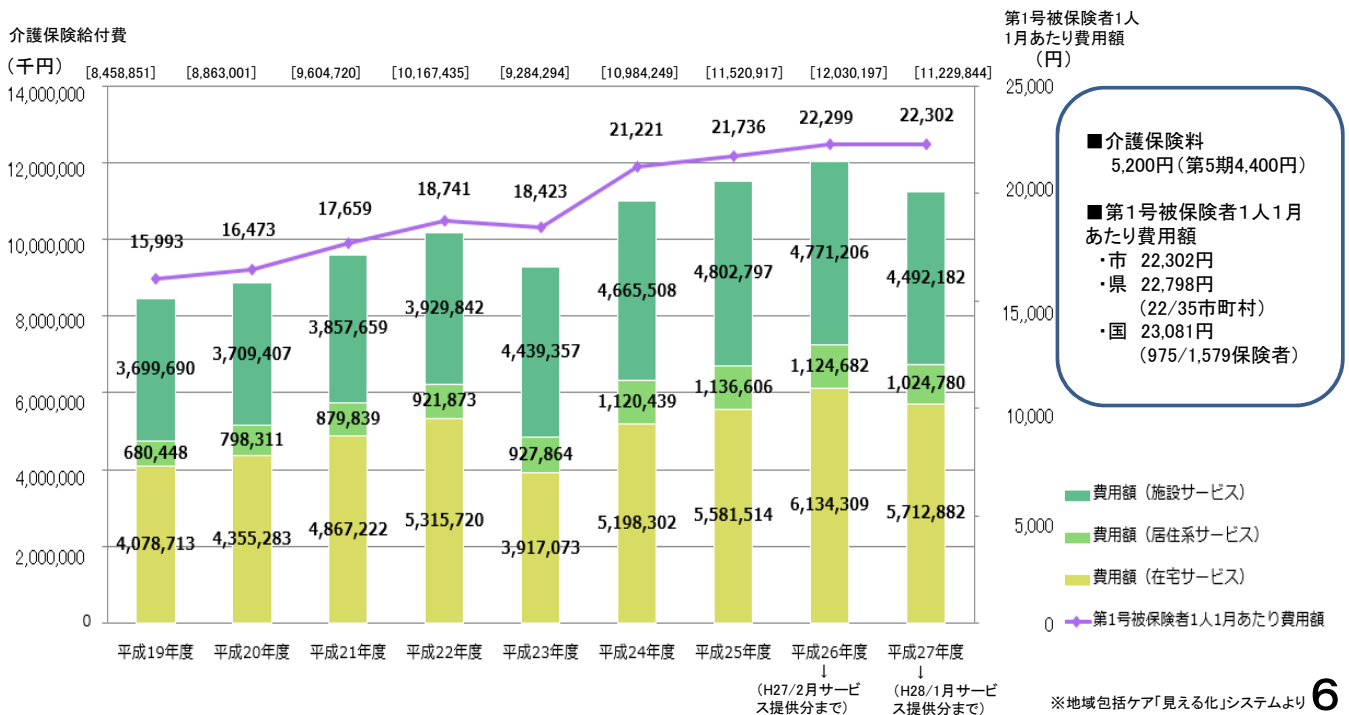


5

介護保険給付費の推移

介護保険給付費の推移をみると、震災の影響で平成23年度に減少したが、平成24年度以降は、増加傾向で推移しています。

サービス体系別にそれぞれの給付費をみると、平成21年度は在宅サービス費が50.7%を占めていましたが、平成23年度においては、震災の影響で大きく減少し、その一方で施設サービス費が大幅に増加することとなりました。平成24年度以降は、在宅サービス費が増加傾向です。



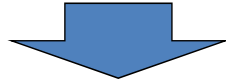
6

新しい総合事業の取組について

新しい総合事業への移行時期は当初、平成29年4月スタート

(主な理由)

- ・国から介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン案が示されるものの、詳細部分が見えず、どのように事業展開していくのか。
- ・震災以降、震災業務などで職員が足りず、通常業務のほかに新規事業へ取り組める人員体制が取れない。



平成27年4月から新しい総合事業へ移行

(主な理由)

- ・石巻市では、平成25年度から地域包括ケアシステムに取り組み、なお一層の推進を図るためには、一体的に事業展開する必要がある。
- ・介護保険料の引き上げを始めとした被保険者の費用負担の増加などがあるため、長期的な影響を最小限に抑える必要がある。

7

新しい総合事業のスケジュールについて

平成26年12月～平成27年3月

- ・総合事業早期移行に伴う検討。
- ・総合事業へ移行に向けての国保連と打合せ。
- ・介護保険システムの改修による協議。
- ・現行の介護相当サービス（訪問型・通所型）と訪問型サービスCに係る要綱整備。
- ・基本チェックリストの実施方法や窓口フロー等の検討。
- ・総合事業移行に伴う事業所等への説明会を実施。

◎移行したら・・・

- ・地域包括支援センター等事業者側に対して、制度の周知不足や制度の改正対応が多く、また利用者等への説明や契約書、重要事項説明書等の取り交わしなど業務量の負担増。
- ・介護報酬改定と総合事業実施による混乱。
- ・請求方法の複雑化による混乱。

平成27年4月（移行後）～

- ・庁内担当課による既存事業と多様なサービスの調整、新規サービスの検討。
- ・介護予防ケアマネジメント作成方法や請求手続き等の説明会。
- ・みなし、新規事業所の指定、変更等の事務手続き。
- ・介護予防ケアマネジメント研修会。（スキルアップ等）
- ・新たなサービスの創設として、住民主体支援活動の推進を検討。
- ・生活支援体制整備として、コーディネーターの配置と協議体の設置を検討。

8

平成27年度総合事業における説明会

サービス事業所、ケアマネ、地域包括支援センターによる認定更新者等の申請手続きや総合事業における報酬や請求手続き等の事業者向け説明会を実施

月 日	件 名	対 象 者
平成27年2月27日	石巻市包括ケア会議	12地域包括支援センター
平成27年3月13日	新しい総合事業への移行に係る事前説明会	介護予防訪問介護事業所(47事業所) 介護予防通所介護事業所(67事業所)
平成27年3月24日	介護保険に関する指定地域密着型サービス事業者集団指導	指定地域密着型サービス事業所(32事業所)
平成27年3月25日	宮城県介護予防ケアマネジメント研修会	居宅介護支援事業所(45事業所) 12地域包括支援センター その他
平成27年4月22日	石巻市包括ケア会議	12地域包括支援センター
平成27年5月21日	石巻市ケアマネジャー説明会	居宅介護支援事業所 12地域包括支援センター
平成27年6月 8日	石巻市地域包括支援センター職員研修会	12地域包括支援センター
平成27年6月17日 7月16日 7月23日 8月21日	中央、稲井、山下 渡波、湊、牡鹿 蛇田、河南、桃生 河北、雄勝、北上 3包括合同 圏域ケア会議	介護予防訪問介護事業所、介護予防通所介護事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター
平成27年8月 4日	訪問・通所介護事業所説明会	介護予防訪問介護事業所 介護予防通所介護事業所
平成27年8月20日	石巻市の高齢者の問題を考えるセミナー	NPO法人等
平成27年9月 6日	3包括合同ケア会議 (中央、稲井、山下)	介護予防訪問介護事業所、介護予防通所介護事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター
平成27年10月15日	地域包括ケア勉強会	大須地区住民等

9

総合事業への移行について

平成27年4月1日から総合事業を開始

総合事業対象者は、

- ①平成27年4月1日以降に新規で認定申請をした方
- ②平成27年4月1日以降に転入した方
- ③基本チェックリスト該当者
- ④平成27年6月1日以降に区分変更申請をした方
- ⑤認定の有効期限が平成27年7月31日以降の方で更新申請をした方

平成27年度
基本チェックリスト事業対象者 368名
内訳:新規 159名
要支援1又は2から 209名

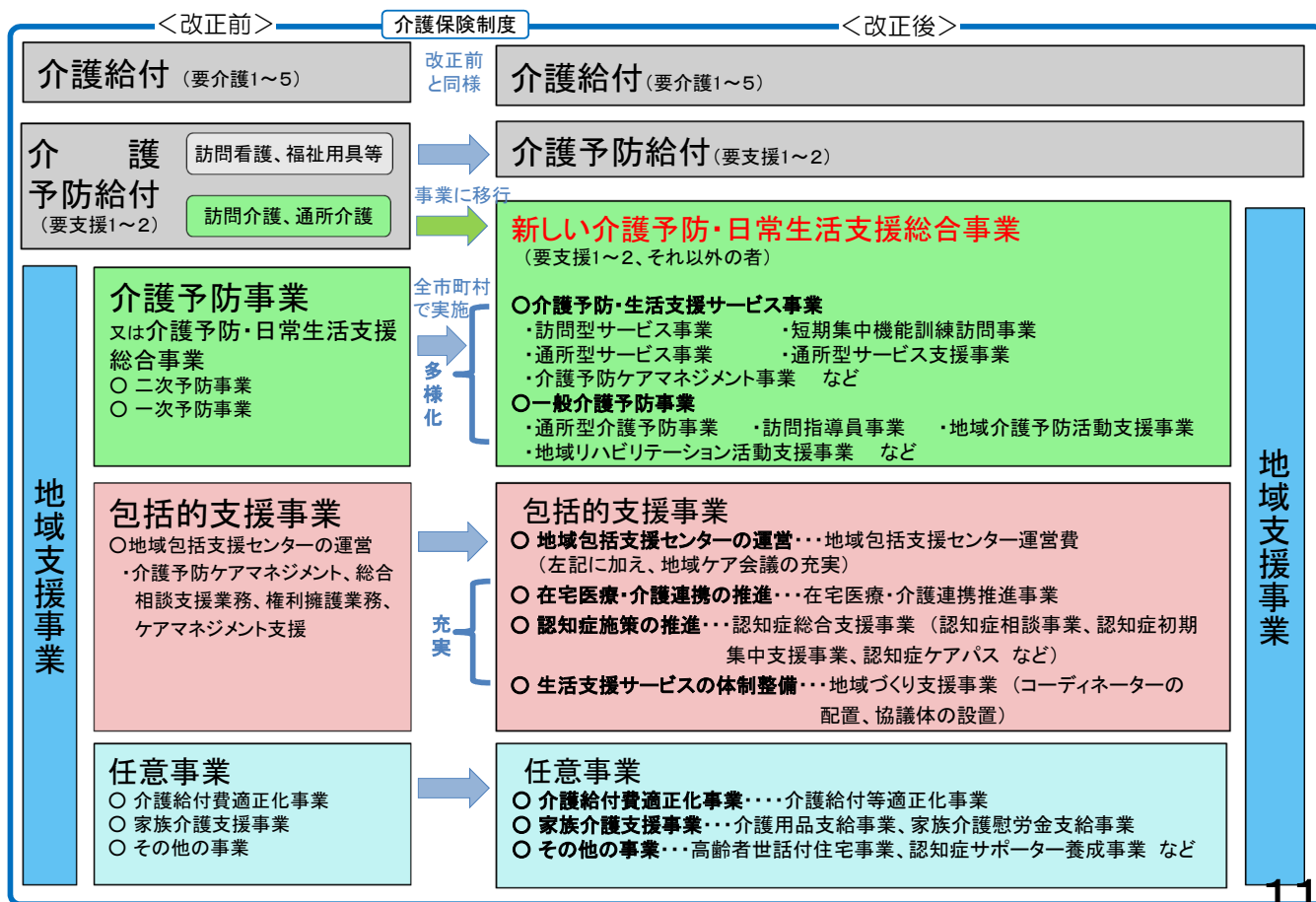
	平成27年						平成29年	
	4月 総合事業開始	5月	6月	7月	8月	9月	6月	7月 完全移行
①②③ 新規要支援者・事業対象者								
④ 区分変更申請者								
⑤ 要支援者	6月1日 更新者 (H26.6.1~H27.5.31)	更新通知		更新			更新	
	7月1日 更新者 (H26.7.1~H27.6.30)		更新通知		更新			更新
	8月1日 更新者 (H26.8.1~H27.7.31)			更新通知		更新		
	9月1日 更新者 (H26.9.1~H27.8.31)				更新通知			更新

予防給付

総合事業

10

介護予防・日常生活支援総合事業の構成



★ サービス類型 ★

基準	現行の介護予防訪問介護相当	多様なサービス	現行の介護予防通所介護相当
サービス種別	訪問介護サービス	短期集中機能訓練訪問指導事業 (訪問型サービスC)	通所介護サービス
要綱	石巻市訪問介護相当サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱	石巻市短期集中機能訓練訪問指導事業実施要綱	石巻市通所介護相当サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱
1 サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	訪問指導員(看護師)等がその者の居宅を訪問して、必要な相談、指導等を実施(3か月~6か月)	通所介護と同様のサービス内容それぞれ利用者のニーズに応じて明確な目標を持ちサービスを提供
2 対象者	○要支援者 ○基本チェックリストを受けケアマネジメントにより、訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められる事業対象者	○要支援者 ○基本チェックリストを受けケアマネジメントにより、専門的なサービスが必要と認められるケース	○要支援者 ○基本チェックリストを受けケアマネジメントにより、専門的なサービスが必要と認められるケース
3 必要なケアプラン	従来と同じケアプラン		従来と同じケアプラン
4 サービスの提供の頻度	ケアプランに基づき決定	ケアプランに基づき決定	ケアプランに基づき決定
5 事業の実施方法(指定/委託)	事業者指定	市で実施(平成28年度、一部委託)	事業者指定
6 ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施	ケアプランを作成、モニタリングを実施	ケアプランを作成、モニタリングを実施
7 人員・設備・運営基準等	市要綱のとおり(予防給付の基準を基本に)	—	市要綱のとおり(予防給付の基準を基本に)
8 個別サービス計画	作成	作成	作成
9 単価等	既存の介護予防訪問介護と同額の報酬 Ⅰ事業対象者・要支援1・2→週1回,月1,168単位 Ⅱ事業対象者・要支援1・2→週2回,月2,335単位 Ⅲ事業対象者・要支援2→週2回超,月3,704単位	理学療法士訪問—5,020円/回 (平成27年度、なし)	既存の介護予防通所介護と同額の報酬 事業対象者・要支援1→月1,647単位 事業対象者・要支援2→月3,377単位
10 利用者負担額	1割又は2割負担(介護給付と同じ)	なし	1割又は2割負担(介護給付と同じ)
11 請求の方法(利用者負担分を除く)	国保連経由で請求	市へ請求	国保連経由で請求
12 限度額管理の有無・方法	限度額管理あり 要支援2—10,473単位 要支援1及び事業対象者—5,003単位	なし	限度額管理あり 要支援2—10,473単位 要支援1及び事業対象者—5,003単位
13 事業者への支払方法	国保連経由で審査・支払	事業者へ直接支払	国保連経由で審査・支払
14 事業開始年月	平成27年4月	平成27年4月	平成27年4月

短期集中機能訓練訪問指導事業 事例紹介（事例①）

状態

対象者：男性78歳、要支援1

現病歴：高血圧症、慢性閉塞性肺疾患

既往歴：脳出血（平成17年）、右大腿骨骨折（平成19年）

主訴：左膝が痛い。

本人の希望：いつまでも元気でいたい。

指導経過

- 介護保険課配属の看護師と他課の理学療法士の2名で、10日に1回ペースで計12回、4か月間訪問した。
- 介入当初は、左膝の痛みにより、ごみ捨て場までの往復（約60m）しか歩いておらず、通院時の自転車移動は自宅から病院までの間に2～3回休まないといけないう状況だった。また、5分以上の立位保持が痛みのため困難であった。

- 自宅での運動は、運動方法を間違えることがあるため、訪問時は一緒に運動し修正を促した。また自身で屋外を歩くことは増えたが、調子いいと杖を使わずに出歩き、その後、膝が痛くなるがあったため、歩いて出かける際は、必ず杖を使うよう繰り返し伝えた。膝に痛みが出た時の対処法として、マッサージの方法を伝え実践された。

- もともと温泉が好きだったが、「行きたいけど、膝が痛いからいけない」と話されることがあったため、移動支援事業者を紹介。もともと買い物や通院以外は家に引きこもることが多かったが、その後は移動支援事業者を利用し、月2回ほど自ら温泉へ出かけるようになった。

結果

- 日によって差はあるが、杖を使用して近隣のスーパーまで歩いて帰ってくるという目標が達成された。
- ひざの痛みが軽減し、自転車移動中は休憩しなくなり、立位保持時間は5分弱から約10分になった。

現在

- 日常生活は（痛みがあまりないので）不自由なく1人で生活できる。
- 趣味で行っていた日曜大工を再開された。
- 週2回のデイサービスへ通えるようになり、運動や外出など自由に活動できている。

13

短期集中機能訓練訪問指導事業 事例紹介（事例②）

状態

対象者：女性74歳、要支援2

現病歴：腰部脊柱管狭窄症、左腱板部分損傷、頸椎症

既往歴：胃がん、開腹のみ（平成19年）、胃・すい臓全摘出（平成20年）

主訴：腰が痛い、立ち仕事が大変。

本人の希望：以前のように歩きたい。

指導経過

- 介護保険課配属の看護師と他課の理学療法士の2名で、10日に1回ペースで計15回、6か月間訪問した。
- 介入当初は、腰から左臀部にかけての痛み・しびれにより、歩行器を使用して約50m歩くのが限界で歩行中は途中座り込んで休まなければならない状況だった。

- 訪問時は、自身の体のことや認知症の夫のこと等の訴えが聞かれたため傾聴し、その後集中して運動ができるよう配慮した。体調不良のため、実施できない日もあったが、できるときには「自分のため、夫のため」と奮い立たせ、習慣的に運動が実施された。

- 用事で運動ができない日は、夫と一緒に買い物に出かけたり市役所に行ったりと活動量は増えていった。

- 痛み、しびれは残存しているが軽減し、前より動けるようになった。

- 調理時は立ってられない状態だったが、終了時には約10分立っていられるようになった。

結果

- 痛みが軽減したことにより、気分も良くなり、以前していた手芸を再開したいと思うようになった。
- 屋外の移動は歩行器を使用せず、近隣のお店に買い物へ行けるようになった。（700m）

現在

- 日常生活に不自由なく生活できている。
- 毎日、機能訓練訪問指導時に習ったストレッチを続けていて、歩行が楽になった。
- 近くにサロン活動が出来れば、通いたい。

14

平成28年度 介護予防・日常生活支援総合事業(新規)

事業名	通所型サービス支援事業(通所型サービスB)	地域介護予防活動支援事業
要 綱	石巻市通所型サービス支援事業補助金交付要綱	石巻市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱
目 的	65歳以上の要支援者及び事業対象者(以下「要支援者等」という。)を対象に介護予防・生活支援サービスを提供する、住民主体(ボランティア)による通所型サービスに対し、補助金を交付することにより、高齢者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進することを目的とする。	高齢者等を対象に日中の居場所づくり、定期的なサロン等の通いの場を提供する住民主体による自主的活動を支援するとともに、高齢者の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進することを目的とする。
事業内容	個人又は団体が集会所等を利用し、 要支援者等を中心に 障害者、子供、高齢者等に対し、体操、運動等の活動、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり、定期的なサロン等の通所型のサービスを提供する事業。	個人又は団体が集会所等を利用し、 65歳以上の高齢者を中心に 障害者、子供等に対し、体操、運動等の活動、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり、定期的なサロン等の通いの場を提供する事業。
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を6か月以上継続して実施。 ・概ね週1回以上実施。 ・1回当たりの事業実施時間が概ね2時間以上。 ・1回当たりの平均利用者のうち要支援者等が5人以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を6か月以上継続して実施。 ・月2回以上実施。 ・1回当たりの事業実施時間が概ね2時間以上。 ・1回当たりの平均利用者のうち65歳以上の高齢者が5人以上であること。
補助対象者	個人又は団体(住民等の多様な主体) 主にボランティア主体を想定	個人又は団体(住民等の多様な主体) 主に住民の自主活動を想定
補助金額	要支援者等の利用者1人当たり 1回 1,000円 月額上限 50,000円	1回当たり 1,000円 月額上限 10,000円
補助金の交付等	補助金は、補助金額の確定後に交付するものとする。ただし、市長が認めたときは補助金を概算払いにより交付することができる。	補助金は、補助金額の確定後に交付するものとする。ただし、市長が認めたときは補助金を概算払いにより交付することができる。
ケアマネジメント	あり (利用者に対し、地域包括支援センター等の支援計画が必要)	なし

15

【 サロン活動の様子 (地域介護予防活動支援事業) 】

- 1 団 体 名：なかよしクラブ
- 2 活動内容：お茶会、体操、健康麻雀など
- 3 活 動 日：毎月第1、2、4火曜日
- 4 時 間：13時30分～16時30分
- 5 場 所：石巻市総合福祉会館「みなと荘」
- 6 登録人員：10名

地域介護予防活動支援事業 実施状況

登録団体：42団体
登録定員：737人
活動内容：体操、グランドゴルフ、お茶会、カラオケ、手芸、歌など



16

平成28年度 石巻市地域リハビリテーション活動支援事業について(新規)

1 目的

地域支援事業における一般介護予防事業の一環として、個別訪問、介護予防教室等へリハビリ専門職(理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士)を派遣する石巻市地域リハビリテーション活動支援事業を実施し、個人や地域における介護予防の取組の機能強化のため、リハビリ専門職の関与を促進することを目的とする。

2 対象者

市内において在宅で介護予防のためのリハビリテーション支援が必要な65歳以上の高齢者及び主として65歳以上の高齢者を対象として自主的活動を行っている団体又は地域包括支援センターが行う介護予防教室参加者等とする。

3 委託期間

平成28年7月1日から平成29年3月31日まで

4 委託事業所

リハビリ専門職がいる医療法人や通所介護事業所等、9事業所

5 業務内容

(1) 個別訪問

- ア リハビリテーション支援が必要な者を訪問し、住宅改修・福祉用具活用などリハビリテーションサービス利用の必要性の有無を助言するとともに、自宅での動作確認、作業方法の指導、嚥下指導等のほか地域包括支援センターや介護支援専門員が支援に困ることへの相談及び指導を行う。
- イ リハビリテーション指導における訪問については、1日の訪問戸数が4戸未満の場合は訪問戸数が4戸となった時点で1日分として計上する。
- ウ 介護保険サービスの必要の有無について、地域包括支援センター及び介護支援専門員への指導及び助言を行う。
- エ 訪問対象の選定については、地域包括支援センター及び介護支援専門員よりリハビリテーション支援の必要の有無について依頼を受けた受託者が、リハビリ専門職を派遣し同行訪問等で指導する。

(2) 集団運動指導

- ア 住民主体の集いの場において介護予防や健康づくりのための安全で効果的な運動指導を実施するとともに、要支援や要介護状態になっても参加し続けることができる通いの場を地域で展開するための指導や助言を行う。
- イ 1団体につき2回までとする。
- ウ 集団指導の内容については、主催者側より依頼を受けた受託者が、リハビリ専門職を派遣し打合せのうえ実施すること。
- エ 事業の実施に当たっては、石巻市及び石巻市地域包括支援センターと十分に協議すること。

(3) リハビリテーション相談

- ア 住民主体の集いの場において介護予防、健康づくりのための安全で効果的な運動指導を個別に実施し、通いの場を地域で展開するための個人の役割等の助言
- イ 1団体につき2回までとする。
- ウ 個別指導の内容については、主催者側より依頼を受けた受託者が、リハビリ専門職を派遣し打合せのうえ実施すること。
- エ 事業の実施に当たっては、石巻市及び地域包括支援センターと十分に協議すること。

6 委託料

- (1) 個別訪問.....@14,480円(税込)×実施日数
- (2) 集団運動指導.....@9,000円(税込)×実施日数
- (3) リハビリテーション相談.....@9,000円(税込)×実施日数

地域づくりへの推進

(表)

平成27年度より
石巻市では介護予防・日常生活総合事業が始まっています。

平成27年4月より新しい事業が始まりました。

今までの要介護認定の仕組みは、要チェックリストだけで、ヘルパーやケアマネージャーに依頼して行われていました。

◆しかし、要介護認定が減少・ショートステイや介護付有料老人ホームが増えるなど、その場合は認定審査の申請を受ける。

○認定期間の短縮
○認定審査費用の軽減
○本来の目的は「お互い様の支援・生活支援サービス」を地域で作出すこと
★申請については住みかには最寄りの地域包括支援センターへ相談してください。

◆今後すべてのサービスを専門職では補えなくなる。

○高齢人口(65歳以上)が増加し、それを支える生産人口(64歳以下)は減少。
○サービスを受けたい高齢者が増加してもサービスを提供できる側の年代が少ないので受けたいサービスが受けられない。
○生活スタイルの変化により一人暮らし高齢者や、高齢者二人暮らし世帯が増加し、家庭での介護力も少ない。
○寿命の延伸による認知症高齢者の増加。(長生きすると認知症が増える)
○介護の必要性が高い方にしかサービスが提供できなくなる。

実は要介護者用の介護保険サービス

○現行のヘルプサービスやデイサービスは要介護以上の方を想定して決められている。
身の回りのことができない人に対応している(食事、排せつ、入浴、着替え、移動など)
★これらは専門的な方ではないと、大変!!
○要支援の方は自分の身の回りのことはできる。それ以外の細かいことが困難(ゴミだし、洗濯物の取り入れ、食器洗い、窓ふき、草取り、買い物、見守り、安否確認)
★これらはボランティアさん(有償)でもできること。

この問題を解決するには?

- 人口減少社会による担い手不足の中で、増大する地域のニーズに応える方法
- ①住民による介護予防活動の場を増やす
- ②専門職以外の生活支援の担い手の確保

↓
つまり



(裏)

お互い様の地域づくり

- ◆元氣な高齢者が要支援高齢者をささえる社会を作る!!
- ◆介護してもらおう側から介護する側へ!!
- ◆介護ではなく仕事(サービス)として実施

みなさんにしてほしいこと

- ◆いつまでも元気で、自分のことは自分で出来る体を作る。(要介護状態にならない。)
- ◆集いの場に行き続ける。(介護予防)
- ◆集いの場でボランティアをしてみる(生甲斐)
- ◆要支援状態になっても、地域で助け合い、自分で支援できることがあればする。
- ◆他のボランティアや生活支援活動に参加する。

そのためにしなければならないこと

- ◆市内でたくさん介護予防教室を実施し、自主活動による集いの場を増やします。
- ◆ボランティア育成の事業を実施します。
- ◆自主活動の集いの場に支援をし、(補助金、助言のための講師、相談)担い手育成に努めます。
- ◆地域づくりをお手伝いします。

まずは自主活動をするにあたって

- ◆皆さんと一緒に話し合ってみてください。
- ◆このままこの集まりを続けたいですか?
- ◆続けられないと思った人は何が原因ですか?
- ◆続けるとしたら、誰にお世話役を頼みたいですか?
- ◆要支援状態になっても、地域で助け合い、自分で支援できることがあればする。
- ◆他のボランティアや生活支援活動に参加する。



☆ ケアマネジメントの類型 ☆

平成28年4月1日現在

	基準	現行の介護予防支援相当	多様なサービス
	サービス種別	ケアマネジメントA	ケアマネジメントC
1	サービス内容	介護予防支援と同様のケアマネジメント	初回のみ実施
2	利用者	要支援認定者及びチェックリストで判定した事業対象者	
3	対象者となるケース	訪問型サービス 訪問型サービスC（短期集中機能訓練訪問指導事業） 通所型サービス	通所型サービスB(通所型サービス支援事業)
4	事業の実施方法	委託	委託
5	ケアマネジメント	①アセスメントの実施 ②ケアプラン原案作成 ③サービス担当者会議の実施 ④利用者への説明・同意 ⑤ケアプランの確定・交付 ⑥サービス利用開始 ⑦モニタリング	①アセスメントの実施 ②ケアマネジメント結果案作成 ③利用者への説明・同意 ④利用するサービス提供者等への説明・送付 ⑤サービス利用開始
6	市町村の負担方法	月単位で支払い	初回のみ月単位で支払い
7	基準	予防給付	予防給付
8	給付管理票の作成・記入	原則記入	不要
9	単価等 【単価設定の目安】	430単位(現行の介護予防支援の介護報酬と同額) ※初回加算有り 300単位	210単位
10	利用者負担額(利用料)	なし	なし
11	事業者への支払い方法	事業者への直接支払	事業者への直接支払
12	サービス提供者	地域包括支援センター	地域包括支援センター

19

生活支援体制整備事業について

1 生活支援コーディネーターの配置について

石巻市社会福祉協議会へ「石巻市生活支援コーディネーター業務」を委託

(1) コーディネーター

- ①第1層 ⇒ 復興支援課担当職員（CLC担当課） 1名
- ②第2層 ⇒ 地域福祉コーディネーターと兼務 13名

(2) 委託期間

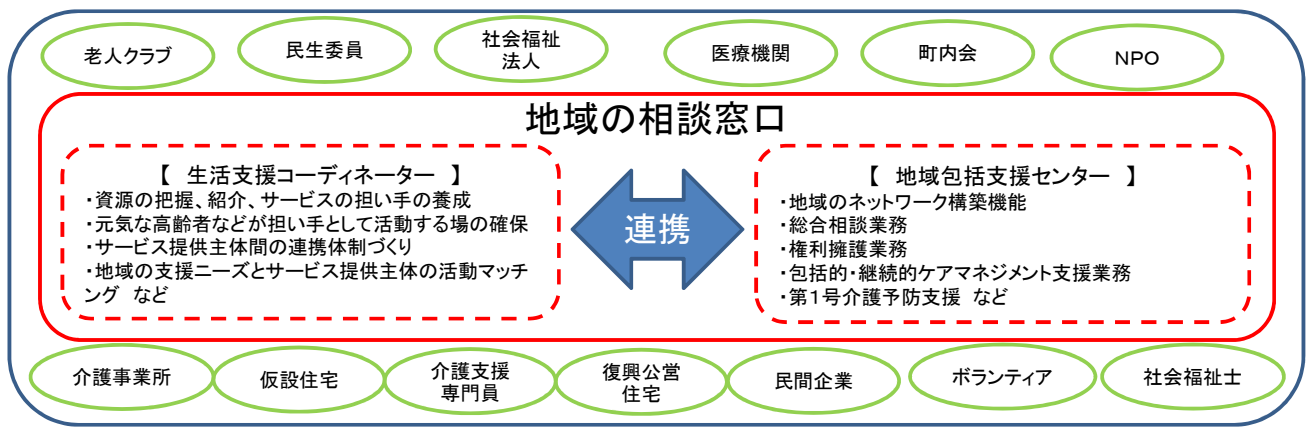
平成28年4月1日～平成29年3月31日

(3) 業務内容

- ①全市的な生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する業務（地域ニーズと資源の状況把握、関係者のネットワーク化、問題提起など）
- ②元気な高齢者が介護サービス提供者となるための事業等を立ち上げ支援等
- ③住民主体の通所型サービスBや地域介護予防活動支援のマッチング等
- ④地域包括支援センターとの連携
- ⑤石巻市生活支援・介護予防体制整備推進協議会への参加（第1層）
- ⑥将来的に各日常生活圏域へ設置する協議体への参加（第2層）

20

【第2層生活支援コーディネーターと地域包括支援センター】



生活支援コーディネーター定例会

毎月最終月曜日に定例会を開催し、生活支援コーディネーターの活動報告等に対して、市や社協から助言、情報提供等を行っている



2 協議体の設置について

(1) 第1層（市）の設置と今後の予定

年 月 日		内 容
平成27年度	平成27年12月1日	○石巻市生活支援・介護予防体制整備推進協議会設置要綱の制定
	平成28年2月 2日	○第1回石巻市生活支援・介護予防体制整備推進協議会の開催 ・委嘱状交付等 ・介護予防・日常生活支援総合事業について ・協議体の設置について など
	平成28年2月26日	○宮城県被災者支援従事者研修会「石巻らしい住民の支え合い！」 ・新制度の理解と活用の具体策についての講演 ・グループワーク など
	平成28年3月24日	○第2回石巻市生活支援・介護予防体制整備推進協議会の開催 ・各所属団体の活動状況等 ・平成28年度新規事業について など
平成28年度	平成28年8月17日	○第1回石巻市生活支援・介護予防体制整備推進協議会の開催 ・今後の訪問型サービス事業について ・移動支援事業について など
	予 定	○高齢者の生活支援に関する課題の確認、社会資源に係る情報共有 ○新しい生活支援サービスの提供開始に向けた検討
平成29年度以降		○生活支援サービスを順次提供 ○第2層（日常生活圏域等）の協議体の立ち上げに向けた協議

(2) 第1層協議体の構成員(14名)

団 体 名			
今だっちゃん！KOKO	みやぎ生活協同組合	石巻市町内会連合会	石巻市蛇田地域包括支援センター
ばんぶきんふれあい会	社会福祉法人 旭壽会	石巻市民生委員児童委員協議会	石巻市河南地域包括支援センター
山下地区協働のまちづくり協議会	公益社団法人 石巻市シルバー人材センター	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	石巻市河北地域包括支援センター
一般社団法人 石巻じちれん会	石巻市老人クラブ連合会		



認知症施策事業

1 物忘れ相談

○身近に相談できる仕組みづくりや認知症初期の早期発見に、本人またはその家族からの相談を認知症サポート医や保健師による相談会を月1回開催

2 認知症初期集中支援推進事業

○認知症の疑われる人や家族に訪問を行い、初期支援を包括的・集中的に実施
○医療・介護の専門職やサポート医などにより、毎月1回開催

3 認知症カフェ(家族の会)

○市内にある、みやぎ生協の集会所等を利用し、月1回6会場で開催
○地域包括支援センターで開催
○実施内容は、お茶タイム、おしゃべりタイム、ミニ講話等

4 認知症ケアパスの活用

○認知症の人や状況に合わせて、受けられるサービス等をまとめたパンフレットを作成

5 認知症講演会

○一般住民を対象に認知症予防や早期診断・早期対応についての講演会を年2回開催

6 認知症キャラバン・メイト連絡会

○キャラバンメイト養成講座を修了した者の連絡会を設置
○キャラバン・メイト同士のネットワークや情報交換など

7 認知症チェックサイト開設

○認知症の予防や早期発見に役立てていただくことを目的として、パソコンや携帯電話、スマートフォンから認知症のリスクを簡単にチェックできるサイトを開設予定。

認知症ケアパス 状態や症状に合わせて 受けられるサービスの流れ

認知症の状態は個人により異なります。必ずこの経過をたどるわけではありません。今後、予想される症状や状態の変化の目安として参考にしてください。

介護度	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
認知症の初期	物忘れが頻りに増える、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける
認知症の中期	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける
認知症の後期	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける	認知症の疑いがある、日常生活に支障をきたす、家族からの相談を受ける